健康管理手帳について

労働安全衛生法に基づく健康管理手帳制度の概要

昭和４７年の労働安全衛生法制定により制度発足。

業務に起因し、（数十年の潜伏期間を経て）発症する疾病を早期に発見するため、一定の要件に該当する労働者に対し、離職の際又は離職後に、健康管理手帳を交付し、国の費用で健康診断を行っている。

交付対象業務

１　ベンジジン及びその塩
２　ベータ‐ナフチルアミン及びその塩
３　粉じん作業
４　クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩
５　砒素
６　コークス又は製鉄用発生炉ガス
７　ビス（クロロメチル）エーテル
８　ベリリウム及びその化合物
９　ベンゾトリクロリド
１０　塩化ビニル
１１　石綿
１２　ジアニシジン及びその塩

健康診断の回数・・・年２回（じん肺健康管理手帳については年１回）

交付要件

ベンジジン、ベータ‐ナフチルアミン、ジアニシジン	３月以上の従事歴
ビス（クロロメチル）エーテル、ベンゾトリクロリド	３年以上の従事歴
クロム酸等、塩化ビニル	４年以上の従事歴
砒素、コークス等、	５年以上の従事歴
粉じん作業	管理２又は管理３の決定
ベリリウム等	医師の所見
石綿	医師の所見、若しくは１年以上又は１０年以上の従事歴

交付状況（平成 22 年末）

粉じん作業・・・２５，２５２
石綿・・・・・・２３，９５８
コークス等・・・・５，１２３
塩化ビニル・・・・１，９０８
ベンジジン・・・・１，３９７
その他・・・・・・１，９５９
計・・・・・・・59，597